定 款 細 則

社会福祉法人 光会

- 第1条 この細則は、社会福祉法人光会定款第9条第1項に規定する法人の「日常の業務」 即ち理事長の専決事項を定めることを目的とする。
 - 2 「日常の業務」とは次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。
 - (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
 - (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められる もの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。 但し、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
 - (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入。
 - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等。
 - ウ 緊急を要する物品の購入等。 尚、契約の金額及び範囲については別表1のとおりとする。
 - (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。 但し、法人運営に重大な影響があるものを除く。 尚、金額及び範囲については別表1のとおりとする。
 - (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。
 - 但し、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - (8) 予算上の予備費の支出。
 - (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
 - (10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること。
 - (11) 寄付金の受入れに関する決定。
 - 但し、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - 3 尚、前項の中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれるものとする。

別表1

	契約の種類	金額
1	工事又は製造の請負	250万円
2	食料品・物品等の買入れ	160万円
3	前各号に掲げるもの以外	100万円

附則

この規程は平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成18年4月1日から施行する。